新座市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第２項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、３００平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。